

## Tax Newsflash

### 中国

デロイトトーマツ税理士法人

2018年6月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 日中社会保障協定に署名

2018年5月9日、中国と日本は「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」(以下「協定」)に署名した。同協定に効力が生ずれば、日中両国からそれぞれの相手国に派遣される企業の従業員などについて、派遣先の国での関連する社会保険加入と保険金の納付義務が免除できる。これによって、日中の企業の人員派遣負担が軽減すると同時に、双方間の人員派遣の促進につながる事が想定される。

協定の署名に従って、中国の双方社会保障の相手国は11カ国に増える。中国は既にドイツ、韓国、デンマーク、フィンランド、カナダ、スイス、オランダ、フランス、スペイン、ルクセンブルクとの間で社会保障協定に署名している。

#### 1. 協定署名の経緯

日中間は長年にわたって緊密な経済関係を持ち、国際間で頻繁な人員移動が見られる。実務上、日本から中国へ派遣されている従業員は、中国での職務期間においても日本の厚生年金などの社会保険加入を継続しており、社会保険料を納めている。2011年に施行された「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法」により、現在中国の大部分の都市で就業する外国人は、中国の社会保険への強制加入が要求されているため、日中双方の社会保険料を同時に納付しており、人員派遣によるコストを増加させている。これが原因で派遣人員の人数を減少させる企業も見られ、中国に進出した日本企業からも早期の協定締結を求める声が上がっていた。今回の社会保障協定の署名は正に上述の請願に対する回答である。

#### 2. 協定の主な内容

##### (1) 適用対象者

同協定に基づき、中国側で社会保険の免除が受けられる適用対象者は日本の企業より雇用され、日本の社会保険に加入し、かつ中国へ派遣されている人員となる。日本側で社会保険の免除が受けられる適用対象者は中国の企業より雇用され、中国の社会保険に加入し、かつ日本へ派遣されている人員となる。

なお、同協定では、上述の派遣人員の国籍について、特に規定はされていないことを留意されたい。第三国の国籍の従業員でも、中国又は日本の企業より相手国へ派遣される場合、派遣先国で社会保険加入免除の適用ができるという理解である。

##### (2) 適用保険項目

中国において、免除される社会保険の項目は被用者基本老齢保険に限定されている。日本においては、免除される社会保険料の種類は国民年金(国民年金基金を除く)、厚生年金保険(厚生年金基金を除く)となる。上述の免除項目以外の社会保険項目は同協定に含まれていない。

##### (3) 適用期限

派遣先国での社会保険の加入義務が免除される協定の初回適用の期限は5年である。協定が発効される前に既に派遣されている人員については、協定の発効日から起算して5年を期限とする。派遣期限が5年を超える場合、両国の主管官庁あるいは担当機構の同意を経て、適用期限を延長し、派遣先国での社会保険加入義務を引き続き免除することが可能である。

#### (4) 協定の発効

現時点では「日中社会保障協定」はまだ発効待ちの状態であるが、これから日中両国は各自の国内法の手続を完了し、又は相互に各自の法律上の手続の完了の通知をもって覚書を取り交わす運びとなる。現時点で、協定は覚書の取り交わしが完了した当月の4カ月後の1日目より効力が生ずる。

#### 3. デロイトの見解

「日中社会保障協定」が発効するまでにはまだ一定の時間がかかるが、協定が署名されたというポジティブなサインは重視されるべきであり、日中両国間の人員派遣はこれを受けて、より積極的に推進されることが想定される。

中国側では、協定には全ての社会保険項目をカバーしてはなくても、基本養老保険は社会保険全体の中で大きな比重を占めるため、協定の免除適用による負担の軽減効果は依然として大きいものとなる。中国一部の都市での社会保険料拠出金基数の上限を基に節約できる社会保険(基本養老保険)コストを簡易的に測算すると、以下の表のとおりである。

(2018年 人力資源と社会保障部データに基づく/人民元)

都市	月次拠出金 基数上限	納付比率		社保コスト軽減(人/月)
		個人 <sup>注</sup>	企業	
北京	23,118	8%	19%	6,241.86
天津	16,821	8%	19%	4,541.67
広州	18,213	8%	14%	4,006.86
深圳	20,259	8%	13%	4,254.39
蘇州	21,963	8%	19%	5,930.01

注: 派遣手配の場合、派遣地の社会保険の中の個人納付部分は通常企業に負担されるため、この測算では個人納付部分及び企業納付部分の両方を含めている。

日本側において、関連する日本の厚生年金の納付比率は約18.3%であるため、協定の適用により、中国企業が日本に派遣する人員のコスト削減も相当な額が見込まれる。同時に、派遣員が中国居住の納税人の場合、日本への派遣期間において中国企業が負担した日本の社会保険は、通常、当該派遣従業員の中国個人所得税課税の対象として算入されるため、日本年金保険加入義務の免除は、中国での個人所得税負担が軽減にもつながり、さらなる中国企業及び中国側従業員に対しても国際派遣を促進させる作用がある。

#### 4. 企業の取るべき対策の提案

- 関連する派遣人員の情報及び日中両国の社会保険料支払の情報を整理し、協定の発効後の派遣コストの変化を測算し、最適化された国際派遣スキームを制定する
- 協定発効後の企業間の中日派遣による影響金額を把握し、実行可能な福利報酬調整案について内部検討を行い、将来の派遣計画を事前に手配する
- 協定の最新進展と実施細則の公布に注目し、会社間での派遣活動に係る情報交流を強化する。協定が発効した後、すぐに協定の適用と変化に対応するために、有効な管理の枠組みを構築し、関連する手続やコンプライアンス上の申告要求に対応する

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

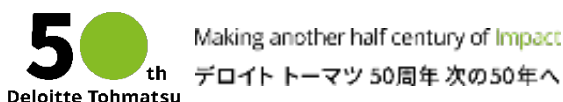
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001